

第6章 豊後大野市成年後見制度 利用促進基本計画

第1節 計画の概要

(1) 計画策定の背景と趣旨

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人のために、財産管理や日常生活における契約事務等を代わって行う後見人等を家庭裁判所が選任する制度で、措置から契約制度へと変わった介護保険制度導入とともに平成12年4月から始まりました。

今後増加すると思われる認知症高齢者や障がい者を支える家族の高齢化などにより、成年後見制度の需要は一層高まっていくと予想されていますが、十分に利用されていないことから、国は平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「利用促進法」という。）を施行し、成年後見制度の利用の促進に関する施策を計画的に推進することを目的として、平成29年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国の基本計画」という。）を閣議決定しています。

こうした国の動向等を踏まえ、本市においても、利用促進法の基本理念である「ノーマライゼーション⁵⁰」、「自己決定権の尊重」、「身上の保護の重視」を念頭に、成年後見制度を必要とする人が制度を利用しながら、安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進するため、「豊後大野市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定します。

(2) 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る支援者である成年後見人・保佐人・補助人（以下「後見人等」という。）を家庭裁判所が選任し対象者を法律的に支援する制度です。大きく分けて「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つがあり、それぞれ支援を必要とする人の状況や意向に合わせて支援内容を選択できるようになっています。選任された後見人等が預貯金等の管理や介護サービス等の利用契約を行うことにより、対象者の財産や生活を守ることができます。

⁵⁰ 障がい者や高齢者などが他の人と平等に生きるために、社会基盤や福祉の充実などを整備していく考え方。

■成年後見制度の種類■

◆任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が低下した場合に代わってしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で定めておく制度で、本人の判断能力が低下した際に四親等内の親族や任意後見受任者等が申立を行い任意後見監督人が選任されることで契約の効力が生じます。

◆法定後見制度

既に判断能力が不十分と判断されるときに、申立により家庭裁判所によって選任された後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的に支援する制度です。

補助、保佐、後見の三つの類型により後見人等に与えられる権限や職務の範囲が異なります。選任される後見人等については、家族などの親族後見人、第三者である専門職の専門職後見人、社会福祉法人等の団体が就任する法人後見、身近な地域の市民が就任する市民後見人などに分類されます。

■補助、保佐、後見の違い■

	補助	保佐	後見
対象となる人	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が欠けているのが通常の状態の人
支援する人	補助人	保佐人	後見人
申立ができる人	本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長等		
代理権	申立により裁判所が定める特定の法律行為		すべての法律行為 (本人の同意は不要)
同意権・取消権	申立により裁判所が定める特定の行為	法律上定められた重要な行為のほか申立により裁判所が定める行為	日常生活に関する行為 (日用品の買い物等) 以外の法律行為

代理権：後見人等が本人に代わって契約等の法律行為を行える権限。

同意権：本人が契約等の法律行為を行う場合には後見人等の同意が必要であるという権限。

取消権：後見人等の同意がないまま本人が法律行為等を行った場合にその法律行為を取り消せる権限。

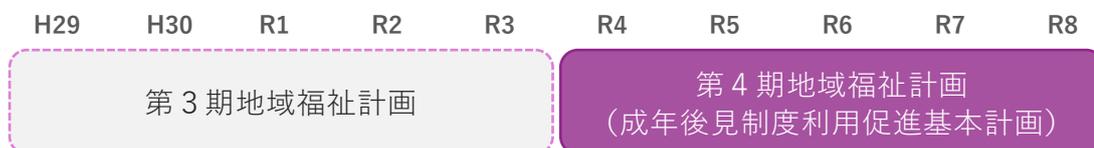
(3) 計画の位置づけ（計画の法的根拠）

基本計画は、利用促進法第14条第1項における市町村計画として位置づけられるものです。条文では、「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める」とされています。

(4) 計画の期間

第1期となる基本計画の期間は、地域福祉計画と一体的に取り組むため令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

■ 計画の期間 ■



(5) 計画の策定体制

1. 成年後見制度利用促進審議会の設置

令和2年度に、本市における成年後見制度利用促進に向けての体制整備の検討会として、専門職及び関係機関等を交えて「豊後大野市市民後見推進検討委員会」を開催し、基本計画は「豊後大野市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）」において審議することとしました。

審議会は、利用促進法第14条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用促進に関わる事項を調査・審議するために条例により設置されたもので、基本計画は審議会において審議を行いました。

2. アンケート調査の実施

事業所・団体と民生委員・児童委員を対象に、今後の成年後見活動の充実を図ることを目的に、豊後大野市における成年後見制度を必要としている人や制度の相談活用状況についてアンケート調査を実施しました。

第2節 豊後大野市における現状と課題

(1) 統計データから見た豊後大野市における成年後見制度を取り巻く現状

1. 認知症高齢者の状況

以下では、介護保険認定申請者のうち、主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」でⅡ以上（何らかの支援が必要と思われる人）の記入があったものを表にまとめています。65歳以上のⅡ以上の割合は、年々上昇傾向が見られます。

なお、この表では介護保険認定申請者のみを計上しているため、未申請のため市が把握できない判断能力に不安を抱える高齢者はこの他にも存在すると見込まれています。

■認知症高齢者数と割合（65歳以上の要介護申請者のうち認知症有病率等）■

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
65 歳以上人口（人）	15,342	15,293	15,231	15,128
うち認知症Ⅱ以上の判定を受けている人（人）	2,080	2,057	2,122	2,203
65 歳以上人口に占める認知症Ⅱ以上の判定を受けている人の割合（％）	13.6	13.5	13.9	14.6

資料：豊後大野市高齢者福祉課（各年度末現在）

※令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る介護認定更新申請の有効期間の延長により、前回の介護認定申請の主治医意見書の記載を引き継ぐものとしているので推定値となる。

※認知症高齢者の日常生活自立度判定基準は以下のとおり。

- Ⅰ：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる。
- Ⅲ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
- Ⅳ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
- Ⅴ：著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

2. 成年後見制度の利用状況

成年後見制度と任意後見制度の利用状況について、類型別に見ると、最も多いのは成年後見で全体の7割以上を占めています。

■豊後大野市の成年後見利用者数■

単位：件

	成年後見			任意後見	合計
	後見	保佐	補助		
令和元年度	32	5	4	1	42
令和2年度	33	6	4	0	43

資料：大分家庭裁判所（各年度末現在）

■豊後大野市における申立件数■

単位：件

	成年後見			任意後見	合計
	後見	保佐	補助		
平成30年度	4	0	0	0	4
令和元年度	2	0	0	0	2
令和2年度	3	1	0	0	4

資料：大分家庭裁判所（各年度末現在）

3. 成年後見制度市長申立及び後見人等への報酬助成

「豊後大野市成年後見制度利用支援事業」とは、成年後見制度を必要とする人でありながら、申立をすることができないご本人や身寄りのない人等に対し、市長が後見開始等の申立を行うことにより、後見人等による財産管理や身上保護を行うものです。また、市長が申立をした人のうち、生活保護を受けている等後見報酬の支払いが困難な人に対し助成を行っています。

平成28年11月に大分県が実施した「成年後見制度等に関するニーズ調査」結果では、成年後見制度の利用者数が今後約5倍に増加すると見込まれており、市町村長申立を含む適切な支援が必要となっています。

■市長申立件数等■

単位：件

	認知症 高齢者	知的障 がい者	精神障 がい者	合計	後見人の職種			備考
					弁護士	司法 書士	社会 福祉士	
平成 29 年度	0	0	0	0	0	0	0	
平成 30 年度	1	1	0	2	0	0	0	申立後 死亡
令和元年度	1	0	0	1	0	0	1	
令和 2 年度	0	0	0	0	0	0	0	

資料：豊後大野市高齢者福祉課・社会福祉課（各年度末現在）

■後見報酬助成件数の推移■

単位：件

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
後見報酬助成件数	3	3	3	4

資料：豊後大野市高齢者福祉課・社会福祉課（各年度末現在）

4. あんしんサポート事業（日常生活自立支援事業）

豊後大野市社会福祉協議会では、日常生活における金銭管理や福祉サービスの契約等に不安を感じている人に対して、「あんしんサポート事業」を提供しています。

比較的手続きが簡単で、安価な料金で支援サービスの利用が可能のため、成年後見制度を利用する一步手前の制度として利用されています。契約時点では契約内容の理解ができる人であっても、時間が経過し、契約内容を理解できない状態になっているケースもあり、成年後見制度の利用促進とあんしんサポート事業の適正な運用につなげる必要があります。

■あんしんサポート（日常生活自立支援事業）利用者数の推移■

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実利用者数	57	58	59	63

資料：豊後大野市社会福祉協議会（各年度末現在）

(2) 豊後大野市成年後見制度のニーズ調査結果

1. 調査の実施概要

この調査は、豊後大野市における成年後見制度を必要としている人や制度の相談活用状況について調査し、今後の成年後見活動の充実を図ることを目的に実施しました。それぞれの調査の対象と回収状況については次の表のとおりです。

■調査対象と回収状況■

調査対象者	対象団体数 (か所)	配布対象者数 (人)	回収数 (票)	回収率 (%)
地域包括支援センター	1	20	20	100.0
居宅介護支援事業所	19	59	41	69.5
病院	3	4	4	100.0
高齢者関係施設 ⁵¹	20	20	13	65.0
障害者関係施設 ⁵²	18	18	11	61.1
民生委員・児童委員	－	151	117	77.5

調査期間については次のとおりです。

■調査期間■

調査対象者	調査期間
民生委員・児童委員	令和元年 10 月～11 月
障害者関係施設	令和元年 11 月～12 月
高齢者関係施設、病院	令和元年 12 月～令和 2 年 1 月

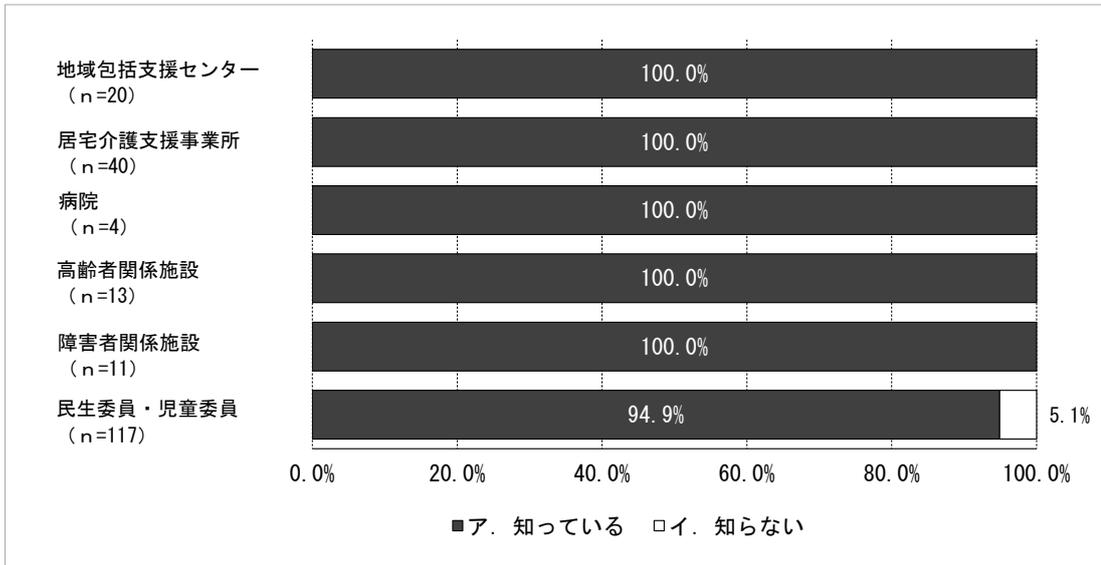
⁵¹ 介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設、地域密着型サービス事業者を含む。

⁵² 障害者相談支援事業所、グループホーム、夜間ケア等（施設入所支援）を含む。

2. 調査の結果概要

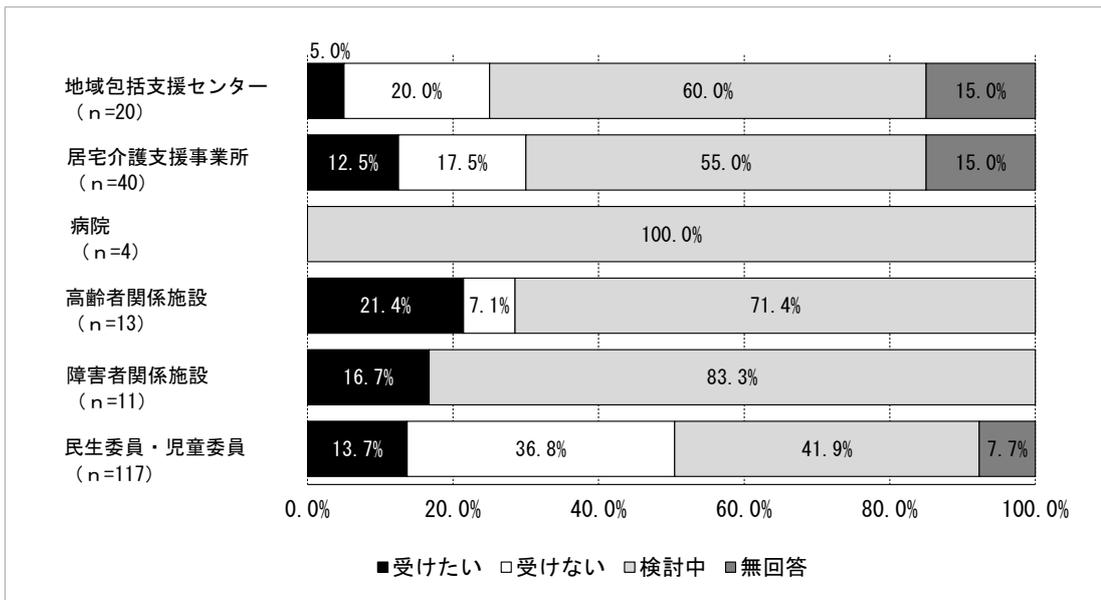
「成年後見制度」そのものの認知度は、民生委員・児童委員以外はいずれも100.0%となっています。民生委員・児童委員による認知度は、94.9%となっています。

■成年後見制度の認知度■



市民後見人⁵³養成講座の受講意向についてたずねたところ、いずれのグループでも「検討する」の割合が最も高くなっています。

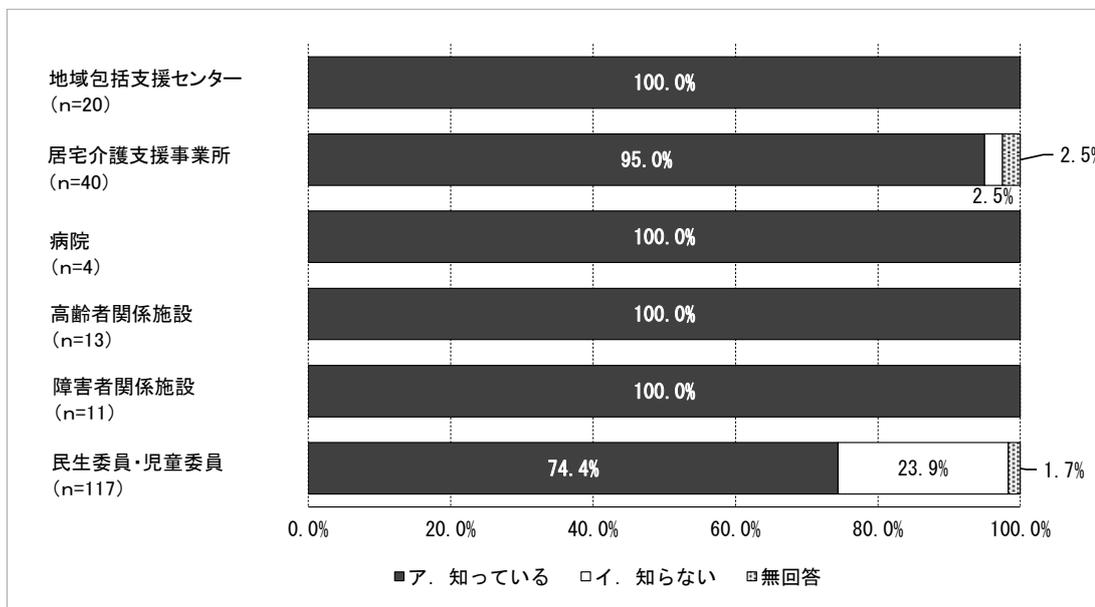
■市民後見人養成講座の受講意向■



⁵³ 豊後大野市が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた人。市民後見人候補者名簿に登録される。後見人としての活動を行う場合は、家庭裁判所からの選任を要する。

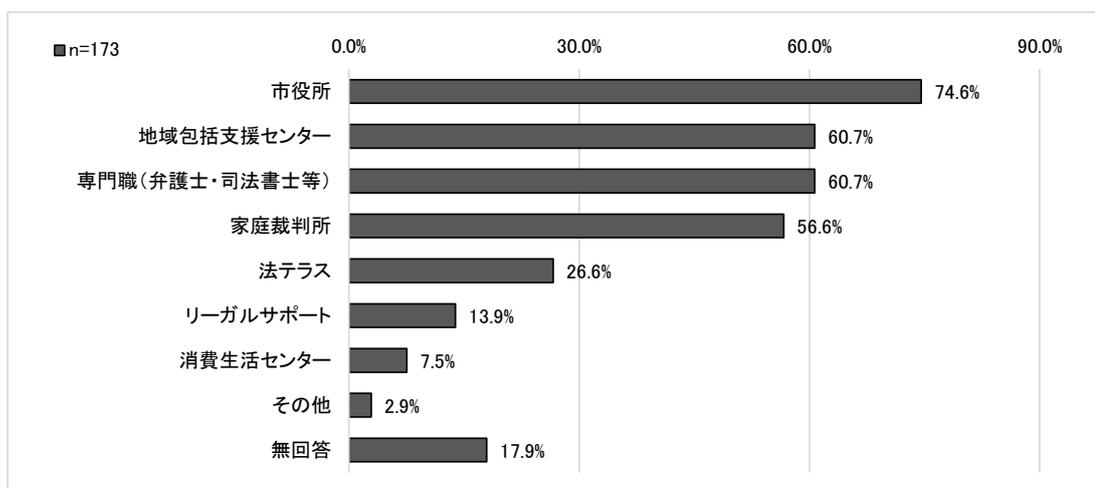
地域包括支援センターをはじめとする各種事業所等では、「ア. 知っている」がほぼ100.0%となっており、相談窓口の認知度は高くなっています。一方で、民生委員・児童委員では、うち23.9%が「知らない」と回答しており、他に比べると認知度が低い結果となっています。

■成年後見制度の相談窓口を知っているか■



相談窓口として知っているところについては、「市役所」「地域包括支援センター」「専門職（弁護士・司法書士等）」「家庭裁判所」の順に多くなっています。

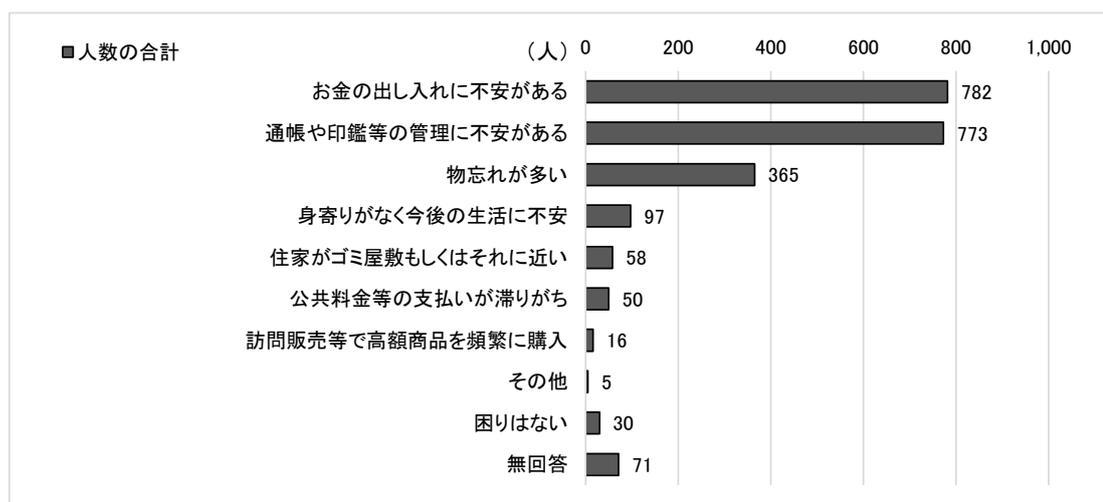
■相談窓口として知っているところ（複数回答）■



後見人等が必要と思われる人について、それぞれ不安となる要因別に人数を調査すると、「お金の出し入れに不安がある」「通帳や印鑑等の管理に不安がある」人が特に多くなっており、ともに800人弱となっています。高齢者関係施設及び障害者関係施設における報告人数が多くなっています。

このほか、「物忘れが多い」に該当する人も多くなっていますが、こちらは居宅介護支援事業所からの報告が多い結果となっています。

■後見人が必要と思われる人の数■



■後見人が必要と思われる人の数（調査対象者別）■

単位：人

	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所	病院	高齢者関係施設	障害者関係施設	民生委員・児童委員	合計
お金の出し入れに不安がある	5	109	9	254	379	26	782
通帳や印鑑等の管理に不安がある	5	108	9	253	372	26	773
物忘れが多い	15	162	9	16	91	72	365
身寄りがなく今後の生活に不安	2	17	8	4	47	19	97
住家がゴミ屋敷もしくはそれに近い	2	10	2	3	18	23	58
公共料金等の支払いが滞りがち	1	13	1	0	30	5	50
訪問販売等で高額商品を頻繁に購入	1	7	0	0	5	3	16
その他	0	1	0	1	0	3	5
困りはない	2	4	0	4	0	20	30
無回答	10	9	0	0	0	52	71

「現在、後見制度が必要と思われる方」がそれぞれ何人いるかたずねたところ、合計で32人の報告がありました。また、「近い将来、後見制度が必要になるとと思われる方」については、合計で197人と報告されています。

「近い将来、成年後見制度が必要になるとと思われる方」の人数を施設別に見ると、障害者関係施設からの報告（114人）が圧倒的に多くなっており、いわゆる「親亡き後」への対策が急務となっていることがうかがえる結果となっています。

**■現在あるいは近い将来に成年後見人が必要と思われる方が何人いるか■
（調査対象者別）**

単位：人

	現在、成年後見制度が必要と思われる方	近い将来、成年後見制度が必要になるとと思われる方
地域包括支援センター	1	6
居宅介護支援事業所	10	34
病院	4	10
高齢者関係施設	0	4
障害者関係施設	7	114
民生委員・児童委員	10	29
合計	32	197

3. ニーズ調査結果から見えてきた課題等

「成年後見制度」そのものの認知度は高く、一定程度の関心があることもうかがえる結果となっていますが、制度の具体的な内容や相談先については知らないケースが多くなっていることがわかります。特に、民生委員・児童委員では「知っている窓口」として「市役所」以外を選択している回答者の割合が低く、地域住民の困り事に対応していくための相談窓口として、市役所のみを利用する人が多い状態であることがわかります。

また、市民後見人養成講座を開催した場合受講してみたいか、の問いに対して、「受りたい」と回答した人の割合は、高齢者関係施設や障害者関係施設で特に高く、2割程度を占めています。高齢者や障がいのある人を最前線で支援する人の市民後見人養成講座への参加意向が高く、より現場レベルでの研修会等開催ニーズが高いことがうかがえる結果となっています。

これらの結果を踏まえると、高齢者や障がい者を支援する人をはじめ、より多くの人に成年後見制度への理解を深めてもらえるよう、広報・啓発活動や市民後見人養成講座を進めていく必要があると思われます。成年後見制度の内容は、様々な法制度に関する専門的な知識が必要になるほか、それぞれの背景にある複合的な生活課題を、重層的・総合的に支援していくことが求められます。成年後見制度の適切な利用につなげていくためのノウハウを蓄積する「成年後見支援センター」の設置と職員のスキルアップ、地域における専門職や各種機関との連携強化が大切です。

このほか、成年後見制度が必要となる可能性のある人を調査したところ、近い将来も合わせて、200人を超える市民が成年後見制度を利用する必要があると見込まれており、特に障害者関係施設の職員による報告数が多い結果となっています。本人や親族からの申立が難しい人などについては、市長申立の制度の活用など適切な利用支援が必要です。



第3節 基本理念と基本的な考え方

(1) 基本理念

「第4期豊後大野市地域福祉計画」に掲げる基本理念「つなぐ つながる 支え合うまち 豊後大野」と同一とします。

(2) 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上の障がいにより判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、後見人等が、その判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されたものです。

しかしながら、現在の成年後見制度の利用者数は、認知症高齢者等の数と比較して少なく、成年後見制度の利用者においても、利用のメリットを実感できていないケースが多いと考えられます。以上のことから、今後の成年後見制度の利用促進にあたっては、「ノーマライゼーション」「自己決定権の尊重」の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方が検討されるべきです。

さらに、これまでの成年後見制度が、財産の保全のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘された点を踏まえると、「身上の保護の重視」の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきです。今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった場面ごとに、課題を整理して体制を整備し、対応を強化していくことが求められます。

以上、国における基本的な考え方を踏まえ、第4期豊後大野市地域福祉計画の基本理念「つなぐ つながる 支え合うまち 豊後大野」の実現に向けて取り組みます。また、基本計画は、制度の利用が必要な人の発見と継続的な支援、正しい成年後見制度の周知と理解を促進する施策を総合的に推進していく計画として、第4期豊後大野市地域福祉計画と一体的に策定します。

第4節 具体的な施策・事業

(1) 地域連携ネットワークと中核機関の整備

1. 成年後見支援センターの設置と地域連携ネットワークの構築

ニーズ調査結果から見えてきた課題にもあるように、成年後見制度の理解を深め、適切な利用につなげていくためには、広報・啓発による制度の周知や個々の背景にある複合的な生活課題を重層的・総合的に支援していくための専門職との連携やノウハウの蓄積が必要となります。その推進機関として「成年後見支援センター」（以下「センター」という。）を設置しました。なお、センターはあんしんサポート事業から成年後見制度利用へのスムーズな移行等が求められることから豊後大野市社会福祉協議会に委託しました。

また、どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備を目指します。

地域連携ネットワークの要としてセンターと豊後大野市が協働し、医療・福祉等の既存のつながりに加え、新たに法律や金融等の分野とも連携し支援体制の強化のため有機的な地域連携ネットワークを構築します。

■地域連携ネットワークの3つの役割■

- ・ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

2. 地域連携ネットワークの具体的な推進

成年後見制度の利用が必要な人の状況に応じ、親族や司法・福祉・医療・地域の関係者等が連携して関わり、適切に必要な支援につなげるための「チーム」づくりを行います。

後見人等が選任された後も、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行います。

国の基本計画では、チームはできる限り既存の支援の枠組みを活用して編成することとされており、本市では必要に応じて開催されているケース会議のメンバーを「チーム」と位置づけ、ネットワークの体制の強化に努めます。

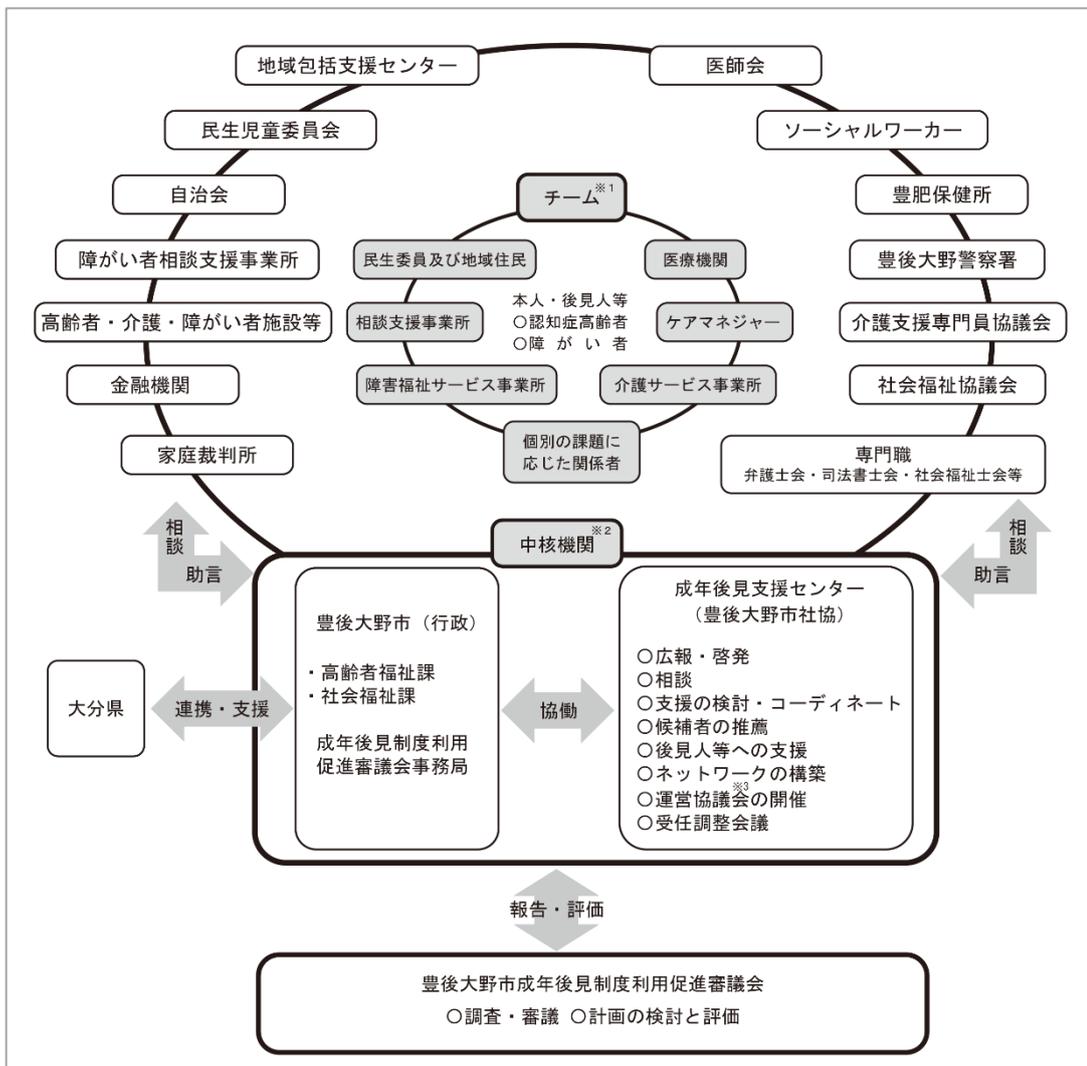
また、センターにおいては、運営協議会を設置し、司法・福祉・医療・地域の関係者等によるセンターの運営に関することや成年後見制度の利用促進の在り方などを検討します。

3. 中核機関の設置・運営

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関として豊後大野市とセンターが役割分担しつつ相互に協力・連携し共同で運営します。

中核機関では、①権利擁護支援・成年後見制度の利用促進機能の強化に向けた、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う役割、②支援の実践と法律・福祉等各種専門職団体が参加し協力・連携を担う協議会の事務局の役割、③本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断について専門職による助言を確保するなどの進行管理に関する役割を担います。

■地域連携ネットワーク（イメージ図）■



- ※1 「チーム」：権利擁護支援が必要な人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。後見等の開始前においては身近な親族や福祉・医療・地域の関係者等、開始後はこれに後見人が加わる形で個々に構成されます。
- ※2 「中核機関」：政策的な判断・対応を行う市と、支援の実践・連携を担うセンターが協働しながら、地域連携ネットワークの全体のコーディネートをを行います。
- ※3 「運営協議会」：地域において各専門団体・関係機関の協力・連携強化を協議するとともに、前後を問わず「チーム」を支援します。また、センターの運営方針などを検討します。

4. 広域連携を見据えた取り組みの推進

国の基本計画によると、中核機関の設置区域は、市町村を基本としつつも、地域の実情に応じ、複数の市町村にまたがる区域で設置するなど柔軟な実施体制が検討されるべきと記載されています。

本市においては、市民にとって身近な存在となるセンターがあることから、広報・啓発、相談などは細やかに取り組んでいくこととしますが、利用促進機能の一つである専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）が関与する受任調整会議⁵⁴等は、大分家庭裁判所竹田支部管轄である竹田市との連携を検討し、より効率的な運営を目指します。

また、各自治体の中核機関が連携して行う相談支援強化等の在り方については、大分都市広域圏推進会議福祉保健部会で検討を進めます。

(2) 広報・啓発活動の充実

1. 成年後見制度に関する広報・啓発活動の充実

本市が行ったニーズ調査の結果でも、成年後見制度そのものの認知度は高いものの、より深い内容については、認知度が低くなる傾向がありました。

権利擁護支援を必要とする人の早期発見・早期相談を行うためには、地域住民、地域の相談機関をはじめ、金融機関や自治体の各種相談窓口が判断能力の低下に伴って発生しやすい様々な課題やリスクを知り、意識する必要があります。

積極的に広報・啓発することにより、これまであまり知る機会がなかった成年後見制度を、権利擁護の支援策の一つとして、利用しやすかつ適切に相談窓口につながる環境を整備します。

(3) 相談体制・支援の検討

1. 司法・福祉の専門職等を含めた支援チームの構築等

権利擁護支援が必要となり相談があった場合、まずは本人の意思を尊重しつつ、支援の必要性、適切な支援内容の検討が必要となります。

あらゆる相談が集積されるセンターにおいては、様々なケースに対応できる法律・福祉の専門知識やノウハウが蓄積され、地域における連携・対応強化の進行役としての役割が期待されます。本人を日常的に支援する身近な関係者による「チーム」を形成し、支援方針を検討します。

⁵⁴ 成年後見制度利用に向けた支援方針や、適切な候補者の推薦の検討などを、司法・福祉の専門職等により検討する会議のこと。

また、地域連携ネットワークを構築することは、相談に対応する体制整備に最も大きな意味を持ち、多職種の機関や専門職とつながることで、多様で複雑な案件にも対応できるようにします。

(4) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度利用促進のため、申立の支援、専門職受任調整、担い手の育成・支援、あんしんサポート事業等関連制度から成年後見制度へのスムーズな移行などに取り組みます。

1. 担い手の育成と支援

現在、後見人等の多くは、身寄りのない高齢者や親族と疎遠な人の増加により弁護士、司法書士及び社会福祉士等の専門職が受任する割合が増加しています。しかしながら、地域の専門職の人数には限りがあり、今後、高齢化等の進展により、成年後見制度の利用を必要とする人の増加が見込まれる一方で、後見人等を担う人の数は十分ではありません。

本市では、平成30年度より「市民後見人養成講座」を開催し、令和2年度までに37名の方が修了しています。今後も引き続き、市民後見人の養成やフォローアップ研修などを行いながら地域における支援者として積極的に活用できる体制を整備します。

また、社会福祉法人等の法人後見実施団体の確保についても取り組んでいきます。

■市民後見人養成講座受講者数と修了者数の推移■

	受講者数	修了者数	内容等
平成30年度	15人	15人	4日間(土日)22時間
令和元年度	16人	16人	4日間(土日)22時間
令和2年度	14人	6人	10日間(平日週2日)40時間

2. 本人にふさわしい成年後見制度利用に向けた検討・専門的判断

本人の利益のために申立人や候補者は誰がふさわしいのかなどを、専門職等を含めた受任調整を行います。ただし、専門職が関与する部分については、効率的な運営を行うために、大分家庭裁判所竹田支部管轄である竹田市との連携を検討します。

3. 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方

現行では、本人が後見人等に報酬を支払うことが困難である場合、市長が家庭裁判所に審判申立を行ったケースについて報酬を助成し、後見人等が適切に財産管理、身上保護を行い、本人の生活を守れるよう支援しています。

しかしながら、本人申立、親族申立等が可能ではあるものの、低所得であるが故に申立をためらうケースもあると思われます。国の基本計画では、「地域支援事業実施要綱において、成年後見制度利用支援事業が市町村長申立に限らず、本人申立、親族申立等を契機とする場合をも対象とすることができること（中略）を踏まえた取扱いを検討すること。」となっていることから、今後、成年後見制度の利用を促進するにあたり、要件及び範囲の拡大について検討します。

(5) 後見人支援及び不正防止に向けた取り組み

1. 成年後見支援センターの段階的な整備と機能拡充

親族後見人等は専門的知識を有しないため、思い込みによる不正案件が発生したり、専門職であっても適切な福祉サービスに関する情報が入らず、身上保護が行えなかったりするケースもあります。後見人それぞれの事情に合わせた支援が必要です。また、「チーム」員が相互に連携することで、本人や環境の変化を察知し、適切な支援を検討することができます。今後は、後見人等を含めた「チーム」を定期的にモニタリング・支援することにより、後見人等の活動上、不明なことや悩んでいることなどに対応していきます。

■成年後見支援センターの機能■

機能	具体的な取り組み（段階的な整備・拡充）
広報機能	<ul style="list-style-type: none"> 啓発のためのパンフレット作成、ホームページへの掲載 市民や事業所等向けの講演会やセミナー等の開催 広報活動は地域連携ネットワーク構築の目的を持ち、既存の福祉・医療・地域との連携はもとより、新たな連携先（金融機関等）等へも積極的に行う。
相談機能	<ul style="list-style-type: none"> 支援関係者「チーム」からの情報収集と十分なアセスメントを行う。 多職種の機関や専門職との連携体制を構築し、支援の必要性の検討・適切な支援内容の検討を行う。 後見人等からの相談も常時受け付け、後見人等の支援も行う。
利用促進機能	<ul style="list-style-type: none"> 申立支援業務 市民後見人の養成・支援 地域連携ネットワークの「チーム」「協議会」のコーディネート 専門職受任調整（マッチング）
後見人支援機能 不正防止効果	<ul style="list-style-type: none"> 後見人を含めた「チーム」のモニタリング・支援

第5節 計画の評価と進行管理

本市では、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議するため、豊後大野市成年後見制度利用促進審議会を設置しました。

国の基本計画に盛り込まれた施策と基本計画の進捗状況を踏まえながら、基本計画を実効性のあるものにするため、当審議会において定期的に点検・評価し、継続的に改善を図ります。

